

いては、人口の減少と高齢化が顕著となっている。このため、域内資源の活用や都市とのアクセスの改善を通じた多様な就業機会の確保に努めるとともに、生活環境基盤の整備を進める。また、農山漁村景観の保全、農林地等の適切な利用・管理等を進める。

(2) 社会資本整備の推進

① 公共投資基本計画の着実な実施

社会資本整備については、平成6年10月に策定された「公共投資基本計画」の考え方に沿ってその着実な実施を図る。同計画に示されたように、国民生活の豊かさを実感できる経済社会の実現に向け、下水道、都市公園、廃棄物処理施設、住宅・宅地の整備等の直接的に国民生活の質の向上に結びつくものへの配分の重点化を継続しつつ、この中で、急速な高齢化の進展に対応した福祉の充実を図るとともに、高度情報化等にも適切に対応する。公共投資の地域別配分については、地域の活性化を通じた多極分散型国土の特色ある発展を図ることを基本とし、重点的、効率的配分を行い基礎的条件整備を積極的に推進する。なお、施設の運営に当たる要員、運営のための仕組み、機器や資材、サービスなどの施策が揃って初めて機能するものについては、必要に応じ社会資本の運営のための人材・ソフト等の確保にも配慮する。

② 社会資本の整備目標

社会資本整備は、様々な政策目的に沿って実施されている。それぞれの政策目的は相互に密接に関連しており、ひとつの社会資本が複数の政策目的のために整備されている場合も多いが、先進諸外国に比較して立ち後れた国民生活の質の向上に結びつくものを重視する必要があること、阪神・淡路大震災の経験等を礎として、各種の自然災害に強く安心できるくらしの実現が求められていること、本格的な少子・高齢社会の到来を間近に控え、高齢者の介護問題等への適切な対応を図る必要があること、我が国の現下の経済情勢等にかんがみ、高度な情報通信インフラや基幹的交通ネットワーク等を利用した活力ある経済社会の基盤の整備が重要であることなど、我が国が現在直面する主要な課題を踏まえると、政策目的は大きく以下の3つに整理される。

(i) 快適な生活環境の形成

(ii) 安全で安心できる生活の確保

(iii) 新しい日本経済の発展基盤の構築

国民が真に豊かさを実感できる社会を実現するため、これらの政策目的を踏まえつつ、利用者の視点に立って社会資本の整備目標を分かりやすく示すことにより、それぞれの施策の方向を示すとともに、これらの整備目標等を踏まえて社会資本の着実な整備を図る(別表5)。

なお、都道府県、市町村等地域のレベルでみた場合、政策目的は必ずしも全国一律である必要はない。住民に身近な社会資本の整備は地方が主体となることが基本であり、地方公共団体は、それぞれの個性を踏まえて政策目的を整理し、地域の総合的な政策主体として長期的なビジョンに基づき、地域の特性に応じた個性豊かな社会資本の整備を実施することが求められる。その際、地方公共団体それぞれが総合的な観点から各地区の整備状況を適切に評価していくことも重要である。

(3) 大都市圏における豊かなくらしの実現

① 地方分散・分権の推進による過度の集中の歪みの是正

首都圏においては、単に、政治、行政機能のみならず、経済、学術、文化、情報、ファッション等あらゆる種類の高次都市機能が、生まれ、育っている。東京は、世界とのネットワークの形成を図りつつ、世界を代表する都市として成長してきた。

過度の集中に伴う歪みを是正しつつ、東京が21世紀においても国際中枢都市としての貢献を果たすためには、金融、情報、国際拠点等の中枢機能の選別・純化を図るとともに、可能な限り、業務の分散を推進する必要がある。

このため、東京都のなかにおいては、中枢機能を新宿、池袋、渋谷、臨海副都心等へ分散する。また、多極分散法や頭脳立地法等に基づき、都市的業務全般にわたって、首都圏では、立川、大宮、横浜等の業務核都市等への分散を、また全国的には、札幌・仙台・広島・福岡等の地方中枢・中核都市等への分散を図る。

さらに、「国会等の移転に関する法律」に基づく新首都の建設等首都機能の移転について積極的な検討を進める。地方分権の推進は、こうした首都圏の機能の地方分散に資するとともに、地方圏だけでなく、首都圏においても、住民参加型の地域経営を可能とし、地域のニーズに合った自立・地域密着型の実現を図るものであり、積極的に実施する。

② ゆとりある都市空間の形成

首都圏をはじめ、大都市においては、狭隘な敷地や周辺住宅・都市環境は改善の余地が大きい。このため、既成市街地の都市構造を、住む人の豊かさの実感の享受に向けたものとする必要がある。特に、東京都心部においては、商業併用住宅の居住者も含め居住の空洞化が進み、併せて商店街における利便施設等の居住支援機能の衰退がみられるが、都市・住宅環境を整備することにより、職住のバランスのとれた良好な都市空間を形成する必要がある。このためにも、街づくりとあわせて地下鉄網・道路等の生活に関連する利便性の高い社会資本の整備を進め、水と緑ゆたかでゆとりある都市空間としての再生を図る。これらを通じて、大都市を高齢化の進展に対応した、ふれあいのあるコミュニティとして再構築する。さらに、高度情報通信の普及は、大都市圏の暮らしにおいて生活利便性の向上、過密の緩和、移動性の確保、災害時の情報伝達の確保等に有効であるため、その整備・利用の一層の推進を図る。

③ 首都圏等大都市圏における災害対策の推進による安全性の確保

大都市圏が地震等の災害を受けた場合の被害が甚大であることは、今次、阪神・淡路大震災の被害で改めて明らかになった。首都圏において、再度関東大震災や直下型地震が発生した場合の国民の生命・生活が被る被害を少しでも軽減するため、地震予知の調査・研究、発災時の災害情報、迅速な災害救助等について、あらかじめ対応を講ずる。また、国土構造についても、被災の場合に諸機能を大都市圏内を含む地域間で分担しうる構造を形成し、国民生活の安定の確保を図る。

(4) 地方都市における豊かな暮らしの実現

① 複数府県にまたがる都市間の連合等による魅力ある都市機能の向上

北九州・福岡・長崎・熊本等からなる福岡圏のように、地方中枢・中核都市圏においては、広域的なネットワークを形成する都市間の連合等による経済・生活圏域の形成が進展しており、これを一層推進する。とりわけ、芸術・文化活動のための余暇・教養基盤、ショッピングセンター等の商業基盤、高度な医療機関等の生活基盤等を分担して整備し、圏域における高次都市機能の一層の集積を推進する。また、行政活動についても、広域的な行政の枠組みづくりを行い、積極的に活用する。

② 質の高い交通体系、高度な情報通信インフラの整備と活用

質の高い交通体系、高度な情報通信インフラを、全国均質でユニバーサルな社会基盤として整備し、全国的規模での社会・経済の連携・交流を円滑なものとする。このことにより、大都市圏はもとより、地方中枢・中核、地方中心都市から農山漁村に至るまでの地域住民が同じ水準で、同じボリュームの高次都市機能を含めた社会・経済のサービスを受用することを可能とする。

このなかで、情報通信インフラは、いつでも、どこでも、誰にでも利用可能な基盤として整備し、情報を自由かつ多様に流通させることにより、生活の質の向上を図る。特に、今後は音声、データ、映像など多様な形態の情報を相互に送受信できる高度情報通信社会が到来することにより、遠隔地の住民も、距離に制約されず多様な娯楽、ショッピング、文化・芸術等の活動を行うことが可能となり、地方の生活機能が飛躍的に向上する。さらに、国民生活に密着する医療、教育、道路交通等の情報化を進めることにより、豊かで、安心できる生活の実現を図り、地方定住を推進する。こうした高度情報通信社会の実現に地方が遅れることのないよう全国津々浦々までの基盤整備を推進するとともに、情報通信利用分野における諸制度の見直しやサービス手法の開発支援等を進める。

③ 就業の場の誘致、立地、業務の集積

頭脳立地法、地方拠点法等に基づく施策等の推進により、地域の拠点となる地方中核・中心都市等において、本社機能をはじめ、企画・管理、研究開発など高度な専門性と創造性を必要とする業務の育成・誘致を図り、大都市と同様の魅力ある就業機会を創出する。また、テクノポリス法等に基づく施策等の推進により、研究開発基盤等を整備し、高度な技術を要する先端産業や都市的なサービス業等の集積を図り、地方における多様な就業機会の確保に努める。

さらに、テレワークなど情報通信インフラの活用により可能となる新たな就業形態は、ソフトな就業形態として、遠隔地にいながら、都市的業務を可能とするものであり、地方における多様な雇用機会の創出に繋がるものであることから積極的に推進する。

④ 豊かな自然や個性的な伝統文化の保全と地方定住の推進

地方の豊かな自然環境や個性的な伝統文化を積極的に評価する人々が増えていく。地方中心・中小都市をはじめとした地方においては、地域のイニシアティブにより、独自の文化、独自の活動、自然環境の保全と自然とのふれあいの場としての活用による「かお」を生み出し、情報発信力を高め、地方定住志向の定着を

図ることが必要である。こうした地域の独自性を生かすためには、住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理することを原則として地方分権を推進する等支援を図る必要がある。

⑤ 地域を引っ張るリーダーとなる企画力のある人材の育成

地方都市全般において、今後、地方分権・分散や国際化の進展により、本社機能等を含め高度で専門的な企画力を必要とする業務の集積が進むと考えられることから、これらの業務を担う人材の育成を推進する。そのため、大学等の地方学習拠点、研究開発拠点の充実等を図る。また、国民の価値観の変化により地方定住志向が高まっていることを生かし、コミュニティに愛着を持ち、指導力を発揮している人材の活動を支援することが重要である。

(5) 中山間地を含む農山漁村における豊かなくらしの実現

農山漁村においては、域内資源の活用による所得の確保と併せ、就業機会の確保にも資する集落内外の道路等アクセス条件の改善を図るとともに、地域社会の活性化を図る観点から人材の確保・育成に努める。また、都市と比べ遅れている上下水道等の整備、情報通信の高度化の促進、生活圏域内における医療・保健・福祉、教育・文化施設の整備等の計画的な推進により、農山漁村の住民の利便性享受の機会を拡大し、くらしやすい農山漁村を形成する。生活排水について、21世紀初頭には農業集落排水処理施設の整備集落数の約35千集落への増加を図る（平成6年：7千集落）等、地域の実情に応じ、下水道、コミュニティ・プラント、集落排水施設、合併処理浄化槽等の効率的な整備を進める。

農山漁村地域の農地、森林、海域等は、地域住民だけでなく都市住民にもゆとりと潤いを与えるものであり、農山漁村集落及びその周辺の景観保全に努めるとともに、農地の有効利用、間伐等の適切な実施、藻場・干潟の整備等を通じ、農林地等の持つ公益的機能の十分な発揮を図る。同時に、都市住民がこれら農山漁村のアメニティを享受できるよう、農山漁村での滞在型余暇活動が容易に行えるための条件整備を進める。

情報化については、情報の受信だけでなく、地域からの発信により、開かれた農山漁村の形成を図るとともに、情報化の進展が生活環境改善に与える可能性に留意しつつ、必要な社会資本の効率的・効果的な整備を進める。

これらの取組みにおいては、各省庁の密接な連携を図る。

7. ライフスタイル等の多様性に応じた住宅及び住環境の整備

(1) 施策の基本的な考え方

住宅政策の推進にあたっては、幅の広い住宅選択が適切な支出により可能となるよう、価値観、ライフスタイルの変化に伴い高度化・多様化する居住へのニーズに対応し、単身世帯用・ファミリー世帯用、持家・貸家等のバランスの取れた良質で多様な住宅ストックの形成と住み替えの円滑化を図ることが重要である。

我が国の住宅ストックを、規模、性能、価格、立地の面から評価した時、規模、性能面は、戦後一貫して改善し、持家を中心としておおむね良好な水準に達しているものの、価格、立地面は、大都市圏を中心として良好とは言えない状況にある。

今後の住宅政策の推進にあたっては、引き続き、規模、性能面の向上を図るとともに、特に、大都市圏において、豊かで安心できるくらしの実現に向けての大きな阻害要因となっている価格、立地面の向上に一層の力点をおく必要がある。

特に、価格面については、近年首都圏においても、良質な住宅の価格が、勤労者世帯の平均年収の5倍程度（住宅の取得のための調達可能な資金額）という現行計画の目安は達したものの、立地面では、都心部の人口の空洞化、郊外部の人口増加により、都市構造の職住のアンバランスが拡大し、都心居住においては、地域コミュニティの衰退、居住支援機能の悪化が問題となるとともに、郊外居住においては、通勤負担等の問題が生じている。

もとより、都心部又は郊外の居住地の選択は、生活者が、通勤負担も含め、価値観、ライフスタイル等により行うものであるが、規模、価格とのトレードオフから、現状では、いずれの選択においても豊かで安心できるくらしの実現がむずかしい状況にある。

このため、鉄道の混雑緩和、道路交通渋滞の緩和等による郊外居住者の通勤負担の軽減や大都市近郊、業務核都市周辺等における良質な住宅地の供給促進と併せ、都心部における居住機能の回復、コミュニティの活性化に向けて、まちづくりと一体となった良質な賃貸住宅の供給の促進等により、都心居住を推進する必要がある。併せて、多極分散型国土形成を目指す国土政策等を推進し、できる限り多くの国民が、職住が近接したゆとりあるくらしを実現できるよう努める必要がある。

また、住環境についても、通勤の利便性ととも立地面の魅力を決める重要な要素であり、多くの住宅地において、道路、公園等の公共施設が不十分なことに加え、景

観、快適性の点でも立ち遅れがみられることから、その改善を一層図る必要がある。

(2) 生活者の多様なニーズに応じた良質な住宅及び住環境整備

① 所有重視から利用重視へ

我が国住宅ストックの規模は、おおむね良好な水準に達しているものの、持家・借家間の格差が大きく、また、新たに建設される住宅も同様で、ストックの格差是正が進まない状況にある。国民全体の居住状況の向上のためには、大都市圏を中心として賃貸住宅ストックの質・量を拡大し、安定的な居住を確保することが必要であり、このことは、今後の住宅投資の持続的拡大の観点からも重要と考えられる。

ライフスタイル等に応じた住宅選択の幅を拡大するためには、利用面を重視した住宅ストックの充実が望ましく、これと併せて、いわゆる土地神話と言われる国民の土地保有に対する意識が変化することが重要となり、土地基本法に示された理念の一層の定着を図る。

② 利用面を重視した良質な住宅建設の促進

利用面を重視した良質な住宅建設を促進するためには、利用者の意識の変化だけでなく、土地の所有者等が、貸家経営を躊躇する阻害要因を解消するとともに、土地が適正に有効利用されるような条件整備を行い、公共賃貸住宅による適切な補完を行いつつ、民間主体による良質な賃貸住宅の建設を促進する必要がある。このため、不動産共同投資の手法の活用による不動産投資の促進のための条件整備を進めるとともに、借地借家法に基づく定期借地権制度等の普及を促進し、その定着動向等を踏まえ、良好な借地・借家の供給促進を図るため、定期借家権とでもいうべきものを含め検討する。

特に、大都市の老朽木造住宅の密集する地区等においては、防災対策の観点も含め、道路、公園等の公共施設整備による住環境の改善と併せて、これらの建替えを促進し、規模の小さな貸家ストックの改善を図る。

③ ライフ・ステージ等に応じた住み替えの円滑化

住宅ストックを有効活用するとともに、国民の居住状況を向上するため、世帯員の増減等のライフ・ステージの変化やライフスタイル等の個人の選好に応じた住み替えの円滑化を図り、ゆとりや豊かさにつなげる必要がある。世帯が住宅を選択する際に、持家・借家、新築・中古等の選択がより自由なものとなるよう環境

整備を進め、また、マンションストックの充実等も勘案し、住み続けるという選択に対しても、リフォーム市場の整備を図ることが重要である。

このため、住情報の整備、不動産流通市場の充実、住宅の維持管理体制の充実を図る。

④ 高齢社会に対応した住宅の整備

住宅ストックの高齢社会への対応を図るため、高齢者等に配慮した仕様のための標準的設計指針の普及等により、住宅内部及び住宅周辺のバリアフリー化を進めるとともに、公共住宅団地において福祉施設との併設を促進することにより、福祉施策と連携した住宅の整備を促進する。この際、多世代向けの多様な住宅ストックが一定範囲の地域において形成されるよう促進することにより、高齢者が住み慣れた家庭、コミュニティ等で安心して生活できる条件整備を進める。

(3) 都心居住の推進

職と住のバランスのとれた都市構造の実現と勤労者の通勤負担の軽減によるゆとりある生活の実現に向けて、都心居住を推進する必要がある。

また、都心部の地域社会と文化を守り、都心の豊かな生活を再生する必要性や、国民のニーズが多様化するなかで、高齢期に、質の高い福祉サービスが集積し、公共交通サービスが充実している都心部で生活したいとするニーズや、都心部で各種の都市サービスの享受に主眼をおいたライフスタイルを実現したいとするニーズにも対応する必要がある。

このため、住宅・宅地をその関連公共施設や便利施設とともに整備しつつ、ファミリー向けの良質な賃貸住宅の供給を促進する等、都心部においてまちづくりと一体となった住宅供給を推進する。このことにより、21世紀初頭までに大都市圏の都心部において、良質な住宅を160万戸供給する。

(4) 良好な居住環境の形成

豊かで安心できる暮らしを実現する上で、環境への負荷に十分配慮しつつ、良好な居住環境が整備され、安全性、保健性が確保され、快適性、利便性等にも優れた日常生活を可能にすることが重要である。このため、都市計画制度、建築規制、誘導制度等を適切に活用し、公開された空地等の開放空間の確保や良好な街並みの形成を進める。